

信用取引ルール

1. 信用取引口座の開設

(1) 口座開設基準

当社で信用取引の口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

① 個人のお客様

- ・当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・十分な金融資産があること。
- ・信用取引に関する十分な知識があること。
- ・金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・当社Webサイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・「信用取引口座設定約諾書」、「信用取引に関する覚書」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」、「信用取引口座設定に係る個人情報の取扱いに関する同意書」、「信用取引の契約締結前交付書面」及び「信用取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任でお取引することをご承諾いただけること。
- ・マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に関係する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために信用取引口座を使用しないこと。
- ・その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

② 法人のお客様

- ・当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・資本金又はこれに相当する財産の額が100万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
- ・信用取引に関する十分な知識があること。
- ・金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・当社Webサイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・「信用取引口座設定約諾書」、「信用取引に関する覚書」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」、「信用取引口座設定に係る個人情報の取扱いに関する同意書」、「信用取引の契約締結前交付書面」及び「信用取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任でお取引することをご承諾いただけること。
- ・マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に関係する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために信用取引口座を使用しないこと。
- ・その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

(2) 提出書類

- ・「信用取引口座設定約諾書」
- ・「信用取引に関する覚書」
- ・「包括再担保契約に基づく担保同意書」
- ・「信用取引口座設定に係る個人情報の取扱いに関する同意書」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 当社「証券総合取引口座」の開設がお済みでないお客様は、当社Webサイトより、お申込みください。
- ② 当社Webサイトにて「信用取引口座設定約諾書」、「信用取引に関する覚書」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」、「信用取引口座設定に係る個人情報の取扱いに関する同意書」、「信用取引の契約締結前交付書面」、「信用取引ルール」及び「重要事項のご確認」の内容を十分にご理解ください。
- ③ 「信用取引口座開設申込」にて必要事項をご入力の後、お申込みください。
- ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
- ⑤ 審査結果をEメールにてご通知いたします。
- ⑥ 審査を通過されたお客様の信用取引口座を開設します。

2. 信用取引における基本的事項

- (1) 信用取引口座を開設されますと、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)はお取扱いできません。信用取引口座開設時にMRFのお預り残高は全て返還(売却)し、MRF累積投資口座は解約いたします。
- (2) お預り金は原則として全て委託保証金現金といたします。
信用取引のお預り金には、利息が付きませんのでご了承ください。
- (3) お預り証券のうち、当社で定める代用適格有価証券は全て代用有価証券といたします。代用有価証券は、当社がお客様に融資する資金や株券等を調達するために、証券金融会社等に対し、必要に応じて再担保として提供いたします。
- (4) 当社では「制度信用取引」のみをお取扱いいたします。
- (5) 最終建玉決済日(信用取引口座開設後、全くお取引がない状態も同様とします。)から当社が定める期間を経過しますと、信用取引口座は閉鎖される場合があります。なお、信用取引口座が閉鎖されますと、再度信用取引を行う場合には、新規に信用取引口座をお申込みされる場合と同じ手続きをおとりいただく必要があります。

3. 必要委託保証金

(1) 信用新規建時の最低委託保証金

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、最低 30 万円の委託保証金が必要となります。(代用有価証券でも可能です。)

(2) 委託保証金率

委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。

委託保証金率は、新規建時に 30%以上、委託保証金維持率(追証ライン)は 20%、また、その最低金額は上記(1)記載のとおり 30 万円以上となります。委託保証金は、現金又は当社が定める代用有価証券が対象となります。

委託保証金率の計算式は以下のとおりです。

$$\text{委託保証金率(\%)} = (\text{委託保証金現金合計} + \text{代用有価証券(掛目を考慮)合計} - \text{諸経費(注1)} - \text{未決済建玉の評価損益合計(注2)} - \text{受渡未到来の決済損合計(注3)}) \div \text{建玉代金合計} \times 100$$

(注1) 手数料、金利等、建玉にかかった費用です。

但しお客様のお受取りとなる金利等は計算に含みません。

(注2) 「建玉評価損益合計」がマイナス(損)の場合のみ差引き、プラス(益)の場合は、「建玉評価損益合計」はゼロとして計算します。

(注3) 未到来分については、決済益との差引きではなく、決済損のみの合計です。

(3) 代用有価証券の評価

新規建余力、現引可能額及び買付可能額の算定にあたっての代用有価証券の評価は、当日の値洗い処理前は新規建・現引・現物買付注文入力日の前営業日の終値により、当日の値洗い処理後は新規建・現引・現物買付注文入力日の終値により行います。但し、気配引けの有価証券については、買建玉銘柄及び代用有価証券は最終付値と最終気配を比べて低い値、売建玉銘柄は最終付値と最終気配を比べて高い値により評価いたします。

(4) 追加委託保証金(追証)の差入れ

- 代用有価証券の値下がり等により、委託保証金維持率を下回った場合には、委託保証金率が 20%まで回復する額、又は、最低委託保証金 30 万円まで回復する額のうちいずれか大きい額を追加委託保証金として差入れていただきます。なお追加委託保証金の入金期限は委託保証金維持率を下回った日の翌々営業日の正午までとなります。
- 委託保証金維持率(20%)は、金融商品取引所等の取引規制等又は当社独自の判断により、変更されることがあります。
- 追加委託保証金は発生日の翌々営業日の正午までにご入金していただき、当社にて着金の確認ができることが必要となります。当社にて着金の確認ができない場合には、その後の新規建のご注文はお受けできません。また、追加委託保証金の着金が当社にて確認できない間は、現引、現物の買付及び出金はお受けしませんので予めご了承ください。
- 追加委託保証金については、当社Webサイト上に表示いたします。追加委託保証金は発生日の翌日の朝 6 時頃に確定いたしますので、ご入金前に必ずご確認ください。(原則として、当社より電話連絡等はいたしませんのでご注意ください。)
- 追加委託保証金の発生日より起算して 3 営業日目(発生日の翌々営業日)までに当社にて着金の確認ができない場合、発生日より起算して 4 営業日目に寄付で全ての建玉を反対売買により決済させていただきます。その際、決済損が発生し委託保証金現金内で充当できない場合は、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。当社が任意で売却しようとする代用有価証券が、既にお客様により発注済みである場合には、その売却注文の一部又は全部を当社が任意に変更し発注する場合があります。さらに不足金が発生する場合には速やかに不足金をご入金していただきます。
- 追加委託保証金が発生すると、その後株価の値上がり等により委託保証金率が 20%を回復した場合でも、当該追加委託保証金の入金が必要となります。

(5) 代用有価証券・代用掛目

- 代用有価証券は当社が指定する上場銘柄のみとさせていただきます。また、代用有価証券の現金換算率(掛目)は、時価評価額の 80%とさせていただきます。
- 但し、金融商品取引所等の取引規制等又は当社独自の判断により代用掛目に変更される場合がございます。

4. 前受制・前受製の例外

(1) 前受制

委託保証金は前受制とさせていただきます。信用取引の新規建は委託保証金の額、信用建玉状況、現物売買及び信用取引決済損益等の状況によって計算された「新規建余力」の範囲内でお受けします。

(2) 前受製の例外

信用取引の反対売買による決済損金については前受金制度の対象外とさせていただきます。損金が委託保証金現金内で充当できない場合は決済を行った日から受渡日まで不足金をご入金していただき、当社にて入金の確認ができることが必要となります。なお、委託保証金現金による決済損金への充当は、委託保証金のうち 30 万円を上回る額且つ委託保証金率が 30%を超える場合の当該 30%を超える部分に相当する額の範囲内で行います。但し、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。

また、入金の確認ができない場合はその後の新規建はできなくなります。加えて受渡日の翌営業日以降、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかにご入金していただきます。なお、当社が任意で売却しようとする代用有価証券が、既にお客様により発注済みである場合には、その売却注文の一部又は全部を当社が任意に変更し発注する場合があります。

5. 取引について

(1) 取引市場・取扱銘柄

当社での制度信用取扱銘柄は東京証券取引所・大阪証券取引所の各金融商品取引所上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたものとなります。なお、金融商品取引所等の取引規制等又は当社独自の判断により取引が制限される場合がございます。詳細

は当社Webサイト上でご確認ください。

(2) 信用新規注文

- ① 信用取引による新規建は「新規建余力」の範囲内で行うことができます。但し、建玉限度額(※)を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。「新規建余力」は当社Webサイト上に表示いたします。「新規建余力」とは、当社の定める方法により、新規建日の翌営業日以降の予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が30%を超える場合、当該30%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規建できる約定代金の限度額です。但し、金融商品取引所等の取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合には、この限りではありません。また、当社独自の判断により、当該30%の数値は変更されることがあります。この場合、変更前に発注された未約定のご注文がある場合には当該注文は失効されます。なお、「新規建余力」の範囲内での新規建のご注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が20%を下回り、追加委託保証金が発生する場合がございます。
※ 建玉代金の総額は、当社の定める範囲(以下「建玉限度額」といいます。)内とします。
- ② 新規建注文は、当社の定める範囲内を上限とさせていただきます。
- ③ 制度信用銘柄のうち、「貸借銘柄」は新規の買建・売建ともに行うことができます。「非貸借銘柄」においては、新規の買建のみ行うことができます。
- ④ 注文後の取引種類の変更はできません。
- ⑤ 即日預託銘柄、金融商品取引所等による規制措置が実施された銘柄、又は当社が独自に指定した銘柄については、新規建注文を規制するほか、発注済のご注文については失効となる場合があります。

(3) 返済

- ① 決済期日
制度信用取引で建てた建玉は、予め決済期日が決まっています。信用建玉の新規約定日より6ヵ月目の応当日(応当日がない場合はその月の末日とし、休日の場合は前営業日となります。)が返済期限(以下「決済期日」といいます。)となります。但し、当社ではこの決済期日の前営業日までに「反対売買」、「現引」、又は「現渡」による決済をしていただくこととしております。
- ② 決済期日の繰上げ
建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、当初決済期日に拘らず、決済期日が繰上げとなる場合があります。
イ. 上場廃止(合併・株式交換・株式移転などによるものを除く)
建玉銘柄が上場廃止銘柄である場合、その銘柄の最終売買日が決済期日となります。なお、当社ではこの決済期日の前営業日までに反対売買をしていただくこととしております。
代用有価証券が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の翌日から代用有価証券の対象から除外されます。
ロ. 上場廃止(合併・株式交換・株式移転などによるもの)
建玉銘柄が合併・株式交換・株式移転による上場廃止銘柄である場合、その銘柄の最終売買日が決済期日となります。なお、当社ではこの決済期日の前営業日までに反対売買をしていただくこととしております。
ハ. 株式併合(減資)
建玉銘柄が株式併合(減資)銘柄である場合、その銘柄の併合前の最終売買日が決済期日となります。なお、当社ではこの決済期日の前営業日までに反対売買をしていただくこととしております。
ニ. その他
当社独自の判断により、一定の催告期間を設定(但し、緊急且つやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができるものとします。)した上で、当社が定める期日に変更できるものとします。
- ③ 返済方法
買建を行った場合、決済期日の前営業日までに売返済(転売)あるいは現引をしていただきます。
売建を行った場合、決済期日の前営業日までに買返済(買戻)あるいは現渡をしていただきます。
なお、当社では、返済に係る注文は、全て建玉を指定して行っていただきます。約定後の当該建玉の変更はできません。
イ. 反対売買
買建の場合は売返済(転売)、売建の場合は買返済(買戻)を行い差金により決済していただきます。委託保証金率に関係なくお申込みいただけます。
なお、返済は新規建を行った市場以外では行えません。
ロ. 現引
「現引」とは買建玉に対する買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引取することを言います。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」となります。現引は「現引可能額」の範囲内で行うことができます。「現引可能額」は当社Webサイト上では「買付可能額」として表示されております。
当社では現引を行いますと代用適格の株式等は全て代用有価証券となり担保に組入れられます。
営業日の0時から15時30分までに現引入力されたものについては入力日の当日に、それ以外(営業日の15時30分過ぎから24時まで及び営業日以外の日)に現引入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行いたします。
「現引可能額」とは、当社の定める方法により、現引決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30%を超える場合、当該30%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現引受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払予定配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。
※ 「売建玉に対する支払配当落調整額合計」とは、権利付最終売買日と権利落日をまたいで売建玉がある場合、当該売建玉に対する、当社の定める方法により計算した配当落調整額の合計です。

ハ. 現 渡

「現渡」とは売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、受渡代金を受取ることを言います。受渡金額は「売建値×現渡数－諸経費等」となります。

現渡は、売建玉と同銘柄の現物単元株等のお預りが当社にある場合に、そのお預り数量の範囲内で行うことができます。

営業日の0時から15時30分までに現渡入力されたものについては入力日の当日に、それ以外(営業日の15時30分過ぎから24時まで及び営業日以外の日)に現渡入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行いたします。

④ 決済期日の前営業日までに決済されない場合のお取扱い

決済期日前営業日までに反対売買、現引又は現渡されなかった場合、決済期日の寄付で反対売買させていただきますのでご注意ください。但し、決済期日において、市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかつたときは、決済期日の翌営業日以降に反対売買により決済をさせていただきます。その際発生した決済損金等が、お預り金又は委託保証金現金の範囲で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合(当社にて着金の確認ができない場合)は、お客様の代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合は速やかにご入金いただきます。

⑤ 日計り取引の取扱いについて

信用取引の新規建玉は、約定日当日に決済が可能です。但し、新規建玉を日計り取引により決済した場合(新規建玉と決済の受渡日が同一となる場合)、この新規建玉に対する委託保証金は当日の他の新規建玉の委託保証金として使用できません。

なお、前営業日以前の建玉を決済した場合、この建玉に対する委託保証金は当日の他の新規建玉の委託保証金として使用することができ、その新規建玉を日計り取引により決済することもできます。

(4) 信用取引口座を開設されているお客様の現物取引

① 現物の買付

現物株式の買付は「買付可能額」の範囲内で行うことができます。

「買付可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「買付可能額」とは、当社の定める方法により、現物買付受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30%を超える場合、当該30%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現物買付受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。有価証券の募集及び売出しによる買付は取扱いが異なります。買付の際に当社Webサイト上でご確認ください。

また、代用適格の株券等の買付は、全て代用有価証券としてお預りします。

※「売建玉に対する支払配当落調整額合計」とは、権利付最終売買日と権利落日をまたいで売建玉がある場合、当該売建玉に対する、当社の定める方法により計算した配当落調整額の合計です。

② 代用有価証券の売却

現物の売却は、お預りしている代用有価証券残高の範囲内で行うことができます。

<注意事項>

代用有価証券を売却した際には、「受渡日の前日」までの間、代用有価証券として評価されます。株式分割を実施する銘柄において、当該代用有価証券の売却の受渡日の前日が権利落日以降となる場合には、権利落日において分割比率に応じて代用有価証券の評価が下がり、追加委託保証金が発生する場合がございますので、ご注意ください。

6. 出金(委託保証金現金の引出)

出金は「出金可能額」の範囲内で行うことができます。

「出金可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「出金可能額」とは、当社の定める方法により、出金指示日の翌営業日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30%を超える場合、当該30%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、出金指示時の委託保証金現金から売建玉に対する支払配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。但し、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。

※「売建玉に対する支払配当落調整額合計」とは、権利付最終売買日と権利落日をまたいで売建玉がある場合、当該売建玉に対する、当社の定める方法により計算した配当落調整額の合計です。

※ 建玉を決済した場合、その建玉に対する委託保証金現金は、受渡日までは委託保証金として拘束され、預り金への振替や出金はできません。

7. 代用有価証券の出庫

出庫は原則として保管振替機構を利用した口座振替による方法で行います。

当社Webサイト「各種変更届出書請求」画面で必要書類をご請求ください。

当社より、「口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を郵送させていただきます。

但し、お客さまから上記依頼書を当社が受入れた時点で、上記6.の「出金可能額」が、出庫する代用有価証券(現金換算)以上ない場合には、出庫をお受けできません、予めご了承ください。

8. 諸費用

以下の諸費用を決済時に精算します。なお、詳細につきましては、『信用取引の契約締結前交付書面別紙1「信用取引の諸費用」』をご確認ください。また、当社Webサイトでもご確認ください。

(1) 信用取引の委託手数料

(2) 金利

- (3) 信用取引貸株料
- (4) 品貸料(逆日歩)
- (5) 管理費
- (6) 名義書換料(権利処理等手数料)

9. その他のルール

(1) 株式分割時の建玉の取扱い

信用取引の建玉が株式分割された場合、株式分割により生じる新株式が売買単位の整数倍になる場合(例、1:2、1:3、等といった分割)と整数倍とならない分割(例、1:1.1、1:1.2、等といった分割)とで以下のとおり権利処理等の方法が異なります。

① 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合

建玉の建株数及び建単価を分割比率に応じて調整します。

<建株数の調整方法> 分割後建株数 = 分割前建株数×分割比率

<建単価の調整> 分割後建単価 = 分割前建単価÷分割比率

但し上記計算の結果、権利処理後の建単価に円未満の端数が生じた場合の取扱いは以下のとおりとします。

- ・新株式に係る分割後の建単価
上記計算結果の円未満を切捨てた額(計算結果が1円未満となる場合は「1円」とする)
- ・旧株式に係る分割後の建単価
分割前建単価－(新株分割後建単価×新株割当率)

② 割当てられる新株式が売買単位の整数倍とならない場合

制度信用取引の建玉が株式分割された場合、その建玉の「建単価」は、証券金融会社より公表される権利入札の状況(権利処理価格)により調整され、建株数は変更されません。

調整後の建単価は、以下の計算式により算出されます。

調整後建単価＝当初建単価－権利処理価格

(2) 信用取引配当金(配当落調整額)について

権利付最終売買日と権利落日をまたいで信用建玉を保有している場合、信用配当金の授受が発生し、買建玉についてはお客様の口座へ入金し委託保証金に組入れ、売建玉については委託保証金現金より差引きます。

委託保証金現金が売建玉の差引く配当分に満たない場合、別途その配当分に満たない額をご請求させていただきますのでご了承ください。この際、必要金額をご入金いただけない場合には、代用有価証券を当社の任意で売却させていただくとともに、以後の取引を制限させていただくことがあります。

すでに返済が終了した建玉に対しても信用取引配当金の授受が発生します。特に売建玉の場合は信用取引配当金の支払義務が発生しますのでご注意ください。

なお、これら信用取引配当金の受払いに関しては、源泉徴収税相当額が控除された後の金額によって行われます。

10. 本書面の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を、個別に電子情報処理組織を使用する方法又は当社Webサイト上の掲示による方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

(平成24年4月20日 改正)